

## 健全化判断比率

平成21年度決算に基づく健全化判断比率は、以下のとおりです。  
いずれの指標も早期健全化基準を下回っているため、健全であるといえます。

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	15.4	86.1

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率はない(赤字額がない)

早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※健全化判断比率4指標のいずれかが早期健全化基準となった場合、早期健全化団体として自主的に財政の健全化を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・策定した財政健全化計画を総務大臣、道知事に報告
- ・毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・個別外部監査契約に基づく監査

※健全化判断比率3指標のいずれかが財政再生基準以上となった場合、財政再生団体として国の関与を受けながら財政の再生を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- ・同意がない場合には、災害復旧事業など一部の起債を除き、起債の発行は不可能
- ・毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・個別外部監査契約に基づく監査

## 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{0}{2,635,659} \text{千円} = \boxed{- \%}$$

※ 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額(平成21年度までの特例)含む。

[趣旨] 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

[定義] 一般会計等 = 公営企業、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、老人保険医療事業を除く会計

実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰上げて充用した額  
= 形式赤字 + (継続費の通次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)

※継続費の通次繰越=履行に数年度を要するものについて、その経費の総額及び年割額を予算で定め、数年度にわたって支出で  
うち、年度内に支出の終わらなかったもの

※繰越明許費=予算成立後、年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用することができる経費

※事故繰越=避けることができない事故(災害)のために年度内に経費の使用が終わらないもの

支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払いを翌年度に繰延した額

事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

標準財政規模 = 地方公共団体の一般財源の標準的な収入規模を表すもの

## 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{0}{2,635,659} \text{千円} = \boxed{- \%}$$

※ 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額(平成21年度までの特例)含む。

[趣旨] **全会計を対象**とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

[定義] 連結実質赤字額 = ①及び②の合計額が③及び④の合計額を超える場合の合計額  
 ① 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字合計額  
 ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額  
 ③ 一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額  
 ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

実質黒字額 = 歳入(繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額を除く)が歳出を超える場合の当該超える額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{①} \\ \hline 0 \\ \hline \end{array} \text{円} + \begin{array}{|c|} \hline \text{②} \\ \hline 0 \\ \hline \end{array} \text{円} - \begin{array}{|c|} \hline \text{③} \\ \hline 3,330,789 \\ \hline \end{array} \text{円} - \begin{array}{|c|} \hline \text{④} \\ \hline 269,560 \\ \hline \end{array} \text{円} = \begin{array}{|c|} \hline \text{連結実質赤字額} \\ \hline \Delta 3,600,349 \\ \hline \end{array} \text{円}$$

負の場合は0

標準財政規模 = 地方公共団体の一般財源の標準的な収入規模を表すもの

## 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

単位:千円

$$= \frac{(795,733 + 119,406) - (88,589 + 530,935)}{2,635,659 - 530,935} = 14.04531 \% \text{ (H21)}$$

※ 地方債の元利償還金は繰上償還に係る元金138千円除く。標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額含む。

[趣旨] 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

	実質公債費比率(単年度)	実質公債費比率(3か年平均)
平成19年度	16.21240	15.4 %
平成20年度	16.04778	
平成21年度	14.04531	

[定義] 準元利償還金 = ①から⑤までの合計額

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年間とする元金均等年賦償還をした場合における1年あたりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団への負担金・補助金のうち、組合が起こした地方債の償還に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

①	+	②	+	③	+	④	+	⑤	=	準元利償還金
0		113,081		292		5,741		292		119,406

特定財源 = 国や都道府県からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、土地計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等

## 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$= \frac{\text{A} \quad \text{B} \quad \text{単位:千円}}{= \frac{(\text{9,219,356}) - (\text{1,507,737} + \text{1,451,511} + \text{4,446,740})}{\text{2,635,659} - \text{530,935}} = \text{86.1 \%}}$$

※ 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額(平成21年度までの特例)含む。

[趣旨] 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

[定義] 将来負担額 = (1)から(7)までの合計額  
 (1) 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高

(1)一般会計地方債現在高
6,390,619

(2) 債務負担行為に基づく支出予定額

地方財政法第5条各号に規定する経費で支出が確定している額で一般会計等において実質的に負担が見込まれる額

- ① PFI事業に係るもののうち、公共施設又は公用施設の建設事業費等に係る経費の支出予定額
- ② 大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わって住宅・都市整備公団等の宅造融資を受けた者が行う公共施設等の建設に要する経費のうち当該地方公共団体が負担する費用の支出予定額
- ③ 国営事業等に対する負担金に係る経費の支出予定額
- ④ 地方公務員共済組合が建設した職員住宅その他の施設の無償譲渡を受けるために支払う賃借料に係る支出予定額
- ⑤ 公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号に規定する土地の取得に要する額
- ⑥ ①～⑤のほか、これらに準ずるもの

①PFI	+	②宅地開発	+	③国営事業	+	④職員住宅	+	⑤公社依頼土地	+	⑥その他	=	(2)債務負担行為計
										106,510		106,510



将来負担額の計算(1)～(7)の合計

(1) 地方債現在高	+	(2) 債務負担行為に基づく支出予定額	+	(3) 公営企業債等繰入見込額	+	(4) 組合等負担等見込額	+	(5) 退職手当負担見込額
6,390,619		106,510		1,913,556		14,355		794,316
		+	(6) 設立法人の負債額等負担見込額	+	(7) 組合等連結実質赤字額負担見込額	=	将来負担額 A	
			0		0		9,219,356	

充当可能財源 = (1)から(3)までの合計額

(1) 地方債の償還額等に充当可能な基金

自治法第241条の基金のうち次の①～④以外の基金であって、現金、預金、国債、地方債及び政府保証債等として保有しているもの

- ① 災害救助法第37条に定める災害救助基金
- ② 高齢者の医療の確保に関する法律第116条に定める財政安定化基金
- ③ 介護保険法第147条に定める財政安定化基金
- ④ 地方財政法第6条の公営企業に設けられた基金その他法律又は政令の規定により地方債の償還額等に充てることができないと認められる基金

(2) 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入

以下、①～⑤に掲げる特定の歳入に定める合計額

- ① 国庫支出金、都道府県支出金又は他の地方公共団体からの分担金及び負担金
- ② 地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金
- ③ 公営住宅の賃貸料その他使用料
- ④ 都市計画税
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、その性質により将来負担額に充てることができると認められると認められる特定の歳入

(3) 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

(1) 充当可能基金	+	(2) 充当可能特定収入	+	(3) 基準財政需要額算入見込額	=	充当可能財源等B
1,507,737		1,451,511		4,446,740		7,405,988